

令和2年第5回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 5月25日

閉 会 5月25日

令和2年第5回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和2年5月18日					
招集年月日	令和2年5月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時 及び宣言	(開会) 令和2年5月25日 午後7時00分					
	(閉会) 令和2年5月25日 午後7時27分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ × 遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	京谷 作右衛門	○			
	2	菊池 和雄	○			
	3	森 宏樹	○			
	4	森 光行	○			
	5	丸山 由美子	○			
	6	山口 公仁	○			
	7	久末 善輝	○			
	8	山下 敏雄	○			
	9	鈴木 敏秋	○			
議事録署名委員	二番 菊池 和雄		六番 山口 公仁			
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 笠谷 将人		主幹 菊地 真悟			
	主査 石山 雄大					

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 5	議案第 2 号 現況証明願いについて
第 6	議案第 3 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

皆さん、農作業等でお忙しいところ、お集まりいただき、ご苦労さまです。
ただいまから、令和2年第5回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後7時00分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、2番 菊池委員、6番 山口委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第 4 議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第 4、議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第 1 号を朗読する。)

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に規定する議事参与の制限に該当する案件でありますので、議事進行上、まず番号 1 の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、9 番 鈴木、私に関係のある事項ですので、議事進行の都合上、議長の職務を職務代理者に交代するため、暫時休憩いたします。

※ (議長交代)

議 長

休憩前より再開いたします。

本件については、9 番 鈴木委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、鈴木委員の発言を禁じます。

それでは、説明を求めます。

事務局

番号 1、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は 2, 0 9 7 m²です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字豊田の〇〇〇〇さんで贈与による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、番号 1 については原案どおり可決いたします。

それでは、鈴木委員の発言を許します。
議事進行の都合上、議長の職務を交代するため、暫時休憩いたします。

※（議長交代）

議長

休憩前より再開いたします。
続きまして、番号2から番号6の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号2、場所は字北村〇〇〇番〇外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は4,952㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字北村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は6,436㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は1,232㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字内郷〇〇〇番〇外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は1,337㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で新規による賃貸借の設定となっています。期間は5年間です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字宮越〇〇〇番〇外11筆、地目は現況が田及び畑、公簿が田、畑及び原野で、面積合計は31,116㎡です。

譲渡人は字宮越の〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。以上です。

議長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

事務局

まず、番号1ですが、小林建設の資材置場に上がっていくところにある民家の真横になります。

次に、番号2ですが、湯ノ岱のきららトンネルの手前のカーブのところ。地番が早瀬とありますが、湯ノ岱といった方がわかりやすいかと思えます。

番号3については、石崎の手前の長内橋を過ぎてすぐの左手になります。以上です。

議 長

よろしいでしょうか。改めて、これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号3については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号4の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

本件については、3番 森宏樹委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、森宏樹委員の発言を禁じます。

それでは、説明をお願いします。

6番委員

番号4についても、番号1から番号3と同様に現地調査を行いましたので報告します。

番号4、場所は字勝山〇〇〇番外14筆、字上ノ国の〇〇〇さんの土地で、50年ほど前からスギ等が植林されており、農地及び採草放牧地以外と認められます。以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号4については、原案どおり可決いたします。

それでは、森宏樹委員の発言を許します、

◎ 日程第6 議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定について

議 長

日程第6、議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定に

ついてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第3号を朗読する。)

議 長

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。
これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

1 番委員

内容の説明をしてほしい。

議 長

それでは、事務局職員より説明させます。

事務局

まず、別紙様式2、全部で8ページありますが、これは昨年度作成した計画に係る活動内容の確認と評価となります。

1 ページ目ですが、上段は本町の農地面積を記載しております。内容としましては、耕地面積は国が把握している農地の面積、経営耕地面積は農林業センサスに基づく、いわゆる農業者が自己申告した農地の面積、農地台帳面積は当委員会が管理している農地台帳における面積の意味です。それぞれ、算出の仕方が異なることから、違った数値となっております。次に、中段ですが、これは農林業センサスに基づく本町の農家数等の状況を記載しています。下段は、当委員会の構成内容となっております。

2 ページ目ですが、認定農業者等の担い手に対する農地の利用集積・集約化の状況を記載しております。集積率を算出するにあたり、分母となるのは先ほど説明しました国が把握している農地面積なことから、集積率は30年度末の状況で57.4%と低く感じると思います。実際の本町の農地面積は700haほどと思われますので、これを用いますと、8割超となり、これが本来の数値かと思われますが、本様式での算出方法はあくまで国が把握している農地面積を基に算出する必要があることから、このような低い数値となっております。令和元年度の集積目標については、目標値600haのところ、実績値は610haとなり、達成状況は101.7%となっております。

3 ページ目ですが、新たに農業経営を始めた方の状況を記載しております。これには、親元就農は含まれておりません。上段の表には過去3ヶ年の実績を記載しています。ちなみに内訳ですが、28年度はありませんでしたが、29年度の2名は佐藤武人さんと若狭大樹さん、30年度の1名は佐々木初女さんです。令和元年度は1経営体を目標値としていたところ、今朝子さんと住吉泰文さんが新たに農業に参入したことから、目標を達成しております。

4 ページ、5 ページは該当がありませんので、説明は省略いたします。

6 ページ目は、農地法に基づく許可事務の内容でして、令和元年度は申請のあった5件全てを許可しております。

7 ページ目は、農地所有適格法人による報告書の提出状況等を記載しております。農

業法人が農地を所有する場合、株主や役員構成等の諸要件を満たす必要があるのですが、これらを満たした上で、農地を所有している法人を農地所有適格法人と言いまして、年に1回、この要件を満たしているかどうか、その状況を当委員会に提出する必要があります。ちなみに、本町で農地所有適格法人に該当する法人は、山下農産、イチショウ、寅福、上ノ国肉牛センターの4社です。別紙様式2の説明については以上です。

次に、別紙様式1、今年度の目標と活動計画について説明いたします。

1 ページ目は、先ほど説明しました本町の農地面積、当委員会の構成内容を記載しております。

2 ページ目は、上段が担い手への農地の利用集積・集約化、下段が新規就農に関する目標値の設定内容を記載しております。担い手への農地の利用集積・集約化については、今年度は、農地台帳面積ベースで集積率72%となる集積面積623haを目標値とし、新規就農に関しては最低でも1経営体以上の確保を目標値にしたいと考えております。

最後となる3ページ目は、遊休農地と違反転用に関する活動内容です。農地パトロールの実施などにより、状況把握に努めながら未然防止に努めていきたいと考えております。説明は以上です。

議 長

内容について、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第5回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後7時27分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長 鈴木敏秋

署名委員 菊池和雄

署名委員 山口 公仁